

お知らせ



第13回富士山おむすび計画

# 「食育弁当コンテスト」結果発表!

市は、市内在住・在学の中学生を対象に、お米を主食とし、地産地消などに配慮したお弁当を募集する「食育弁当コンテスト」を行いました。応募総数4376点の中から選ばれた作品を紹介いたします。

## 総合グランプリ

〔地産地賞〕

森田 莉那さん(岳陽中学校1年)

●富士山サイダーかん

●駿河湾産桜エビと枝豆ご飯 ●トウモロコシのかき揚げのせおにぎり

●紫キャベツとニンジンの肉巻き ●くるくる玉子焼き ●サツマイモのあられコロッケ ●焼きオクラ ●富士の甘いがんも ●貝割大根、水玉ラディッシュ、ミニトマト、レタス



### ★アピールポイント★

富士市の食材を多く使った弁当を作りました。色鮮やかになるように、きれいな色の食材をたくさん使いました。

## グランプリ

〔彩り賞〕

杉浦 希空さん(富士南中学校1年)

〔バランスいいで賞〕

池田 知世理さん(富士南中学校1年)

〔野菜たっぷりで賞〕

杉山 翔琉さん(岳陽中学校2年)

〔魚・大豆を食べま賞〕

川口 天空さん(岳陽中学校2年)

〔キャラ弁賞〕

小林 さわさん(富士南中学校1年)

## 学校賞

大淵中学校(田中文博校長)

※生徒数に対する応募割合が最も高い中学校です。

応募してくれてありがとうございます!



詳しくはこちら

問合せ

保健医療課 食育推進室 ☎(05)2884 4558  
Eho-iryu@div.city.fuji.shizuoka.jp  
※2月14日から電話番号が変わります ☎(05)2884 4558



お知らせ



軽自動車やバイクを所有する皆さんへ

# 手続は3月末までに!

軽自動車やバイクの税金は、4月1日に所有している人に課されます。皆さんはきちんと手続していますか?

## 課税は4月1日が基準日です

軽自動車税の種別割は、毎年4月1日に軽四輪(軽三輪)や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。廃車や名義変更の手続が4月1日を過ぎると、1年間分の税金を支払うこととなります。変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。

※納税通知書の送付は5月中旬で、今年納税期限は5月31日(火)です。  
※軽自動車税は、県税である自動車税と異なり、月割課税、月割還付の制度はありません。

## こんなときは手続を!

次のような変更をしたときなどは、法律により申告が義務づけられています。

人から譲ってもらった・人に譲った  
所有者が市外へ引っ越した/所有者が亡くなった/盗難に遭った/解体処理業者などに解体を依頼した  
※所定の手続をしないと、いつまでも課税されるので注意してください。

## !ご注意ください!

▽軽自動車・バイクを使用している事業所などの皆さんへ

市内の事業所などで使用する軽自動車やバイクは、車検証などの定置場を市内にする必要があります。また、原動機付自転車などは富士市のナンバープレートを取得しなければなりません。

## ▽減免申請

身体障害者などの軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要です。今年申請期限は5月31日(火)です。

▽フォークリフトや農耕用トラクターなどの所有者の皆さんへ

道路を走行しないフォークリフトや農耕用トラクターなどもナンバープレートを取り付ける義務があります。まだ取得していない人は、市民税課で手続をしてください。

※市民税課でのナンバープレートの発行は、道路を走行することを許可するものではありません。

問合せ

市民税課(市役所3階) ☎(05)2735 0674  
Esiminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp

